

(別添 3) 生物多様性に関する「シラクサ宣言」(仮訳)

我々、G8環境大臣は、シラクサ会合に参加したオーストラリア、ブラジル、中国、チェコ共和国 (EU議長国)、エジプト、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、南アフリカ、スウェーデンの各大臣及び諸国際機関とともに、

- I 「ポツダム・イニシアティブ」及び「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」に基づき、生物多様性に取り組むことの重要性を、G8対話にとって不可欠なものとして認識し、
- II ラ・マッドレーナG8サミット及びそれ以降において生物多様性に関する機運が持続することを願いつつ、ハイリゲンドラム及び北海道洞爺湖G8サミットにて繰り返し表明された2010年目標の重要性を認識し、
- III 人間の福祉及びミレニアム開発目標の達成のために生物多様性及び生態系サービスが果たす主要な役割を十分に承知し、
- IV 生物多様性条約の3つの目的について誓約し、
- V 生物多様性の損失及びその結果生じる生態系サービスの減少と損傷が、食料の確保と水の入手に影響を及ぼし、気候変動の緩和と適応に関する生物多様性の効果を削減し、世界の経済過程を弱体化させることを強く懸念し、
- VI 2010年目標を達成するために多大な努力が払われてきたことを認識し、
- VII 生物多様性の現在の損失速度を著しく減少させるための努力には、開発途上国への新規で追加的な資金及び技術の提供が必要であるとした「持続可能な開発に関する世界サミット」の実施計画を想起し、
- VIII すべての関係者の関与を得て、また 2010年目標から学んだ教訓に基づいて、生物多様性に関する野心的かつ達成可能な 2010年以降の共通の枠組みを策定するための国際的プロセスに対する支援と強化が緊急に必要なことを認識し、
- IX 生物多様性条約の現議長により2009年3月にボンで開催された「生物多様性のための世界目標の将来に関するハイレベル作業部会」における非公式な議論に留意し、
- X 国際生物多様性年の祝典及び「生物多様性に関する国連総会のハイレベル会合」から生ずる機会を最大限に活用することが重要であると認識し、また、国際的な政治課題における生物多様性の重要な役割を強調しつつ、その実践を約束し、
- X I 生物多様性と生態系サービスに関する科学と政策のインターフェース改善のための仕組みを探究するプロセスの時宜を得た完了の必要性を確信し、

- X II 経済危機を克服し、雇用を創出し、長期的な経済的利益を創出するための原動力として、生物多様性への投資を約束し、
- X III 、生物多様性と生態系サービスから生じる利益とその損失のコストに関する理解を改善させる必要性並びに生物多様性の保全と持続可能な利用及び生態系の回復のための費用効果の高い政策の選択肢を特定する必要性を確信し、

以下の活動を行うことを決定する。

生物多様性と気候

1. 気候の調整のために生物多様性及び生態系サービスが不可欠であることを念頭におき、地域レベル、国家レベル及び世界レベルでの気候変動の適応と緩和に対して、生物多様性及び生態系が果たす貢献を考慮した相乗的政策を策定すること。
2. すべてのレベルにおける生物多様性、脆弱な生態系または長期的な人間の福祉に与える影響を軽減させるためには、自律的適応では不十分であると予想されるため、自然生態系及び管理された生態系の気候変動への適応のために積極的に取り組むこと。
3. 回復力の構築、適応能力の強化、そして、さらなる経済的利益の創出という観点から気候変動への適応のための取組において、地域社会と生態系の役割に関する理解の大幅な改善を追求すること。
4. 生態系サービスの維持に特別の注意を払いつつ、水、森林、農業、海洋、沿岸域の管理及びインフラ整備といった優先分野において、気候変動の適応を改善するという観点から、新たな・改善された技術の利用を含めて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動を実施すること。
5. 人間の生計への支援、生物多様性の保全と持続可能な利用、及び炭素の貯蔵と隔離への貢献として、また持続可能な森林経営への支援を含めて、関連法令に基づき、違法伐採に対処すること。
6. 気候変動に対処するための将来的な活動の中に森林その他の土地利用が潜在的に有する緩和力を取り入れるために、「森林の減少及び劣化に由来する排出の削減」のような、陸域由来の気候変動に関する緩和のためのアプローチを開発すること。その際には、そうしたアプローチが生態系サービスの評価と支払いのためのモデルとなりうる可能性を考慮する。

7. 成功事例とソフト・ハード技術を確立し、それらを相互に合意した条件下で移転すること。
成功事例とソフト・ハード技術は、生物多様性の損失と気候変動に対処する際に協調して対応し、費用効果の高い形で資源を利用するために不可欠なものである。

生物多様性、経済及びビジネス

8. 生物多様性及び生態系サービスから生ずる利益とその損失のコストへの理解を深めることを通じて、また、生物多様性及び生態系サービスの保全のための費用効果の高い政策の選択肢を特定することを通じて、生物多様性の政策目標を達成する手段として経済学の利用を促進すること。
9. 積極的かつ持続可能な労働市場の動向を介して緑の世界経済の回復に貢献するために、また貧困の緩和とすべての利害関係者の意思決定を支援することに貢献するために、自然保護、自然資源の持続可能な利用及び気候変動の緩和と適応に投資すること。
10. ポツダム・イニシアティブで導入された「生態系及び生物多様性の経済学」に関する実施中の研究、ミレニアム生態系評価のフォローアップ戦略における実施中の研究及び類似の研究に対して、弾み、賛同、支援を与えること。また、これらの研究を開発しその成果を実践する過程におけるさまざまな段階で、民間セクター、市民社会及び市民の十分な参画が求められるべきである。
11. 遺伝資源へのアクセスと利益配分の国際的枠組みにかかる交渉の 2010 年までの完了に向けて作業を行うこと。
12. 陸上生態系及び海洋生態系が現代と次世代のための人間の生命維持機能を含めて財やサービスをどのようにして絶え間なく供給しているのかについて、あらゆるレベルで意識を高めること。また、それらの価値を確認するための市場機会やその他の手段・仕組みを開発すること。
13. 野生生物の違法取引に対処する行動への支援を拡大すること。違法取引は、貧しい地域社会が価値を見出し、持続的な収入源としている生態系の要素と野生生物資源にとって脅威となっている。
14. 生態系サービスを絶やさないための不可欠な手段として、保護区の設定、回復及び効果的な管理並びに生態学的な連続性を促進すること。
15. 経済利益及び雇用機会の促進のために、陸域及び海域の保護区ネットワークのシステムを改良し、拡大し、効果的に管理すること。さらに、ライフウェブイニシアティブのような、新たな革新的資金メカニズムを推進すること。

16. インフラ整備のプログラムの実施による生物多様性への悪影響を回避または最小化すること。また、これらのプログラムがどのようにして「緑のインフラ」への投資に対し効果的に貢献できるかを検討すること。

生物多様性及び生態系サービスの管理

17. 生態系サービスの長期的な流れを維持し、回復すること。
18. ミレニアム開発目標の達成に向けた条件整備のために、生物多様性に関する政策及び奨励策を、農林漁業を含むすべての関連セクターにおいて実施すること。自然共生型の環境にやさしい製品のための市場を促進すること。また、「神戸・行動の呼びかけ」に盛り込まれた Satoyama イニシアティブでも言及されたように自然資源の持続可能な管理を促進すること。
19. UNEP 地域海プログラムにより地中海では既に開始されているように、特に統合的沿岸域管理の原則を適用することにより、海洋及び沿岸域における生態系の保全及び持続可能な開発を達成すること。
20. 既に侵入している外来種への対策は費用が高く、生物多様性及び生態系サービスに著しい影響を及ぼすことも配慮して、侵略的外来種の侵入防止及び管理のための行動を開発し、強化すること。特に優先的な活動として、早期警戒と迅速な対応を実施すること。

科学、研究、そして政策

21. 第 25 回国連環境計画管理理事会及び第 10 回グローバル閣僚級環境フォーラムにおいて言及されたように、生物多様性に関する途上国の技術的及び科学的能力の開発と維持が特に求められていることに配慮して、生物多様性の保全と持続可能な利用、長期的な人間の福祉と持続可能な開発のための生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェース改善のメカニズム探究プロセスを継続すること。また、2009年10月の次回政府間利害関係者会合に期待し、このプロセスをさらに進捗させるための我々の関与を再確認し、可能な限り早期にこのプロセスを完了させること。
22. 既存のモニタリング体制の効果的なネットワークを基盤として、生物多様性に関する地球規模のモニタリングを促進するため、各国、関係する国際機関、研究機関及び NGO の協力を支援すること。
23. 人間の福祉に関する適切な指標についてのデータを含め、生物多様性データの信頼性、比較可能性及び相互運用性を達成すること。また、既存の様々な機関、施設及びメカニ

ズムに基づいて、科学知識、成功事例、技術の交換を行うために、地球規模のネットワークを構築すること。

24. すべてのレベルにおいて、生物多様性及び生態系サービスに関して、総合的かつ焦点をあてた研究と能力形成を各国の異なる能力を考慮して促進すること。生物多様性の変動に関するモニタリングと地球規模の環境アセスメントを実行するために、先進技術の開発と幅広い利用を拡充すること。

そして、上記に基づき、我々は以下について提案する。

生物多様性に関する 2010 年以降の枠組みに向けた共通の道筋

- a) 現在、世界が直面している多様な挑戦は、我々が生物多様性及び自然資源の保全と持続可能な管理のための努力を強化すべきことを明示している。
- b) かなりの経済的損失が生物多様性の持続不可能な利用から生じているため、生態系回復の強化を目的とした時宜を得た適切なプログラム(計画)と行動が必要である。
- c) 2010 年目標の達成に向けた取組みと約束にもかかわらず、生物多様性損失の直接的及び間接的な要因は依然として続いており、気候変動により悪化している。さらに、2010 年目標の採択後、世界は急速に変化している。科学的研究を基に特定された生物多様性の中期的・長期的な危機を引き起こしているすべての要因は、2010 年以降の枠組みの構築において考慮されるべきである。
- d) 利害関係者、先住民、地域社会及び民間企業などすべての異なるセクターの全般的な関与を図り、各セクターの参加と責任を強調するための徹底的なコミュニケーション戦略は、2010 年以降の枠組みの効果的な実施に向けて鍵となる要素である。
- e) すべてのレベルにおける環境ガバナンスの再構築は、途上国へ特に配慮しつつ、生物多様性と生態系サービスをすべての政策に統合し、経済システムにおける既存の欠点をチャンスへと逆転させ、持続可能な開発及び雇用を促進するために不可欠である。

(採択日:2009 年 4 月 24 日)